答 申

第1 審査会の結論

長崎県知事(以下「実施機関」という。)が平成30年2月1日付けで審査請求人(以下「請求人」という。)に対して行った保有個人情報不利用停止決定(以下「本件処分」という。)は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 利用停止請求

請求人は、平成30年1月11日付けで、長崎県個人情報保護条例(平成13年長崎県条例第38号。以下「条例」という。)第34条第1項の規定により、平成28年9月15日付け28人第108号保有個人情報開示決定通知書において開示した「人事課職員がAを訪問した際のメモ」(以下、「本件対象公文書」という。)のうち「請求人がAに依頼した内容」の記録(以下、「本件対象保有個人情報」という。)について、保有個人情報の利用停止請求(以下「本件利用停止請求」という。)を行った。

2 処分の概要

実施機関は、本件利用停止請求について、条例第 34 条に定める保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の要件のいずれにも該当しないとの理由により、本件処分を行い、平成 30 年 2 月 1 日付け 29 人第 197 号で請求人に通知した。

3 審査請求

請求人は、平成30年7月16日付けで、行政不服審査法(平成26年法律第68号) 第2条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求(以下「本件 審査請求」という。)を行った。

第3 請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によるとおおむね次のとおりである。

(1) 本件対象公文書は、日付も記載内容も全てが捏造された虚偽公文書であること、また、請求人の個人情報が意図に反して実施機関から各所へ口外拡散され、請求人の人権侵害と被害が拡大したことから、一刻も早い請求人の被害の拡大停止を目的として、利用停止請求を行なった。

本件対象公文書は、条例第1条に示された意義及び立法趣旨そのものに反する ものであり、条例第34条第1項及び2項に添うものであるから、本件処分に異議 を申し立て、本審査請求を提起した。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書及び審査会における意見陳述において説明した不利用停止理由の内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、実施機関の職員が、Aを訪問した際に、Aから報告のあった内容を組織的に共有する目的で作成したものである。

そこには、①ハラスメントの外部窓口に、請求人から相談があったこと、②相談内容については、これまで実施機関で把握していた内容と同様であること、③相談内容の事実を関係部署に知っていただき、対応をお願いしたいとの相談者の意向であったことが記載されているほか、④その後の実施機関における対応が手書きでメモ的に記載されている。

(2) 不利用停止決定の検討

実施機関においては、本件対象公文書を請求人の意向に基づくハラスメント調査以外の目的で実施機関内において利用したり、実施機関外へ提供したりは一切していない。

また、いずれの文書も保存期間は5年であり、保有の必要がなくなった個人情報でもない。

以上により、保有個人情報の利用停止を請求することができるいずれの要件に も該当しないことから、利用停止は行わないこととした。

第5 審査会の判断理由

1 条例の規定について

条例第34条は、「何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる」とし、請求することができる場合及び求めることができる措置として、同条第1項において、「①第7条の規定に違反して収集されたものであるとき又は第8条第1項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去、②第8条第1項及び第9条第1項

の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止、(3)第 10 条第 3 項本文の規定により廃棄し、又は消去しなければならないものであるとき 当該保有個人情報の廃棄又は消去」と規定されている。

また、条例第36条においては、「実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、速やかに、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない」と規定されている。

2 本件審査請求に係る争点について

請求人は、自己の個人情報が本人の意図に反して実施機関から各所へ口外拡散され、人権侵害と被害が拡大したことから、本件利用停止請求を行ったと主張しており、これに対して実施機関は、本件対象保有個人情報を請求人の意向に基づくハラスメント調査以外の目的で実施機関内において利用したり、実施機関外へ提供したりはしておらず、条例第8条第1項の規定には違反していないと説明している。

なお、本件対象保有個人情報の取扱いについて、条例第 34 条第1項に規定する「第7条の規定に違反して収集されたものであるとき」、「第9条第1項の規定に違反して提供されているとき」及び「第 10 条第3項本文の規定により廃棄し、又は消去しなければならないものであるとき」のいずれにも該当しないと実施機関から主張があっているのに対し、請求人からの反論はない。

そこで、当審査会は、実施機関が本件対象保有個人情報を条例第8条第1項の規 定に違反し、取扱目的以外の目的で利用又は提供していると認められるかについて、 検討する。

3 条例第8条第1項の規定に基づく個人情報の取扱いについて

(1) 条例第8条第1項について

条例第8条第1項は、「実施機関は、取扱目的以外の目的で、保有個人情報を 当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならな い」と規定している。

② 利用停止の要否について

本件対象保有個人情報の取扱いについて、実施機関に確認したところ、本件対象保有個人情報は、Aから、実施機関職員に伝えられた内容を記載したものであり、相談者の意向に基づき、ハラスメント相談の処理に必要な範囲内で、当事者に対して事実関係の調査を行ったり、関係部署に対して相談内容を報告し確認したりすることはあったが、ハラスメント相談に適切に対応するという取扱目的以外の目的のために、当該情報を利用又は提供した事実はないとのことであった。

このような実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、また請求人からは前記第3の2に係る主張を裏付ける客観的な根拠等が示されていない。

したがって、本件対象保有個人情報は、条例第8条第1項の規定に違反して取

扱目的以外の目的で利用又は提供されたものであるとは認められない。

4 請求人のその他の主張について

請求人は、審査請求書及び反論書において種々主張しているが、いずれも当審査 会における前記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、条例第34条に規定する要件に該当するとは認められないため、 条例第36条に規定する「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当せず、 実施機関が本件処分を行ったことは妥当であると判断する。

よって、前記第1のとおり判断する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
平成 30 年 12 月 17 日	実施機関から諮問書を受理
平成 31 年 2 月 5 日	審査会(審査)
平成 31 年 3 月 11 日	審査会(審査)
令和元年5月23日	審査会(審査)
令和元年6月17日	答申

答申に関与した長崎県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	役職	備考
池内愛	弁護士	会長
小林 透	長崎大学副学長	
小松 文子	長崎県立大学シーボルト校情報システム学部 情報セキュリティ学科学科長(教授)	
清水 千惠子	学識経験者	
武藤 智浩	弁護士	